越谷市自治基本条例施行10周年の取組について

①越谷市自治基本条例施行10周年講演会

日 時:令和元年10月4日(金) 午後1時~4時

場 所:中央市民会館劇場

参 加 者:265人

内 容: 第1部 基調講演

講師 立教大学コミュニティ福祉学部コミュニティ政策学科

原田晃樹 教授

テーマ 「自治基本条例をどのように活用するか」

第2部 活動発表

団 体 越谷市住まい・まちづくり協議会

特定非営利活動法人 越谷ふるさとプロジェクト

②「越谷市自治基本条例施行10周年記念」の冠及びロゴマークの 使用状況

- ・「越谷市自治基本条例施行10周年記念」の冠を付す事業 令和元年(2019年)10月末時点 49件
- ・「越谷市自治基本条例施行10周年記念」のロゴマーク使用状況 令和元年(2019年)10月末時点 34件
- ③越谷市自治基本条例施行10周年のパネル展示

展示期間:令和元年(2019年)9月~12月

展示場所:本庁舎1階ロビー、各地区センター

パネル:別紙1のとおり

④転入者へのパンフレットの配布

平成31年(2019年)4月から配布開始 令和元年(2019年)10月末時点 約2,500部配布

⑤アンケートの実施

目 的: 例年、市内在住の18歳以上の男女を対象とした市政世論調査において、自治基本条例に関する意識や認知度を把握している。市政世論調査では把握することのできない子どもの自治基本条例に関する意識や認知度を把握するため、小学校6年生を対象としたアンケートを実施する。

対象者:市内小学校6年生の児童

実施時期:令和元年11月19日~令和2年3月31日

回答方法: QRコードを掲載した依頼文(別紙2)を配布し、保護者を通じ

て電子申請で回答

内 容:別紙3のとおり

越谷市自治基本条例

条例の目的

条例の目的を「住みよい自治の まちの実現」としています。

越谷市の条例、規則、計画などの あらゆる施策の基本となる性格を もっています。

条例の特徴

市民のための条例

わかりやすい記述を心がけ、 「です・ます」体を使用しています。

自治の推進

参加と協働によるまちづくりの方法を 単なる理念ではなく、具体的な手続き・ 仕組みとして明確にしています。

豊かな地域環境の創造

市のあるべき姿について、 ①人間関係、②自然、③歴史・文化 ④産業の4つに分類し、「誰もが安心し、 楽しく生活していけるまち」の実現を 目指すことを明確にしています。



「市民」とは・・・

市内に住み、働き、学び、 または活動する個人や団 体をいいます。



人間尊重

「市民」一人一人が人間として尊重され、「やさしさ」や「心の豊かさ」などの人間らしさに満ちたふれあい豊かなまちづくりを行うという考え方です。

市民主権

「市民」がまちづくりの主人公であるという考え方です。

「市民」「議会」「市長等」の3者が、 お互いに協力してまちづくりを すすめていきます。



まちづくりの主体

市民



- ●発言と行動への責任
- ●行政サービスに伴う負担の分任
- ●地域の交流
- ●まちづくりへの積極的な参加

1

市議会

- ●立法機能
- ●監視機能
- ●政策立案機能
- ●開かれた議会運営



\longleftrightarrow

市長等

- ●効率的・効果的・透明性のある市政運営
- ●行政サービスの向上と市民福祉の増進
- ●分かりやすい情報提供
- ●政策の立案、実施、評価のそれぞれの 過程での説明責任
- ●法令等の自主的な解釈と運用
- ●国や県、他の自治体との連携・協力

広報こしがや季刊版 ●平成21年秋号





駅前 (北越谷駅) でのPR 活動。ちらしの配布やア ンケートなどを行いまし た (20年9月)

こしがや産業フェスタ にブースを出展。アン ケートを行うなど自治 基本条例のPRを行い ました(20年11月)



最後の開催となった第9回自治基本条例審 議会(全大会)の様子(21年3月)

越谷市自治基本条例審議会の役割

審議会では、市長からの諮問に応じて、自治基本条例の内容に ついて検討しました。

審議会の組織

全体会 (29人)

委員全員での会議をし、審議会としての意思決定をしました。

運営・調整委員会(13人)

会長、副会長、各部会長等が審議会の進め方の検討、各部会 の総合的な調整を行いました。

【第1部会】 市民・コミュニテ ィ部会 (11人)

市民の権利や役割、 コミュニティのあ り方や住民投票等 について検討しま

【第2部会】 議会・市長部 会 (9人)

市議会・議員 の役割や、市 長の責務等に ついて検討し ました。

【第3部会】 行政運営部会 (9人) 市の行財政運 営のあり方や、 職員の責務等 について検討

しました。

市民参画プロジェクトチーム (9人)

より多くの意見を審議会の答申に反映させるために開催する 懇談会をはじめ、市民参加の方法や実施体制等について検討 しました。

9月 骨子案に関する意見公募手 続(パブリックコメント)の 実施

> **○** 4 人から10件の意見をい ただきました。

【素案説明&講演会】開催

平成

2月 市民が創る新たな自治のルール

- 審議会から市長に答申
- 市議会で可決
- 越谷市自治基本条例施行

みんなでつくった自治基本条例

平成19年

- 7月 「(仮称)越谷市自治基本条例」制定 基本方針 決定
- 8月 「自治基本条例に関する講演会」開催
- 9月 (仮称)越谷市自治基本条例に関する 勉強会 開催(20年1月まで全8回)



さんの力でつくり

ただき、

多くの市民の皆

自治会や市民活動団体

平成20年

- 2月 「越谷まちづくりフォーラム」開催
- 3月 (仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会報告書を 市長に提出
- 越谷市自治基本条例審議会 設置
- 8月 「(仮称)越谷市自治基本条例」骨子案がまとめられる

8月~9月 骨子案に関する懇談会等の開催

9月 自治基本条例とサックスとピアノのタベ開催

●デュオ ルクレール(17ページ参照)が出演。 デュオ ルクレールの松本ひろ実さんは審議 会の委員でもあります。

21年

1月~2月 素案説明会等の開催

2月 素案に関する意見公募手 続(パブリックコメント) の実施

> ●28人から78件の意見を いただきました。

数字で振り返る 審議会のはたらき

- 89回の会議を実施。29人の委員が 条例の内容を白紙の状態から検討しま した。
- 25回の骨子案に関する懇談会を開 催。延べ540人が参加。骨子案とは、条 例に盛り込む項目を整理したもの。
- 1 5 回の素案に関する説明会を開催。 延べ384人が参加。素案とは、条例のも とになる条文の案のこと。

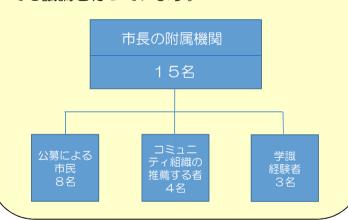
越谷市自治基本条例推進会議

自治基本条例が制定された後の平成22年4月に、越谷市自治基本条例推進会議を設置しました。

越谷市自治基本条例推進会議の役割

推進会議では、越谷市自治基本条例が適切に 運用され、その役割を十分に果たしているか、 また条例にのっとって"参加と協働"によるま ちづくりが進められているかなどの検証を行っ ています。

また、自治基本条例を多くの市民の皆さんに 知ってもらえるよう、条例の普及・啓発につい ても議論を行っています。







越谷市自治基本条例推進会議 (越谷市ホームページ)

第1期 (平成22~23年度)

- 「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」 (報告書)を市長へ提出
- ・「自治基本条例の普及に関する事項について」答申

第2期 (平成24~25年度)

・「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」答申

第3期 (平成26~27年度)

- 「自治のまちづくり推進のための仕組みづくり・環境整備について」審議
- 「参加と協働による、市民を主体とした自治のまちづくりを進めるために」(報告書)を市長へ提出

第4期 (平成28~29年度)

- 自治基本条例の適切な運用に関する事項及び自治基本条例の普及に関する事項について審議
- ・「第4期越谷市自治基本条例推進会議の取り組みについて」(報告書)を市長に提出

第5期 平成30年度~

- 自治基本条例の適切な運用に関する事項及び自治基本条例の普及に関する事項について審議
- ・条例施行10周年記念事業の検討

これまでの推進会議での意見が 様々な普及・啓発の取組に 活かされています!!

パンフレット の配布

懸垂幕等の掲示

高校での啓発

イベント (シンポジウム等)

パンフレットの配布

みなさん是非ご覧ください!!

条例やまちづくりについて 詳しく解説しています。 ポケット版 もあるよ! 子ども向けもあるよ!

市役所や協働フェスタ等 のイベントで配布してい ます。



市内の小学校6年生には 子ども版パンフレットを 配布しています。







◀ QRコードを スキャンしてね!

パンフレット (越谷市ホームページ)

ポケット版パンフレット 子ども版パンフレット (越谷市ホームページ) (越谷市ホームページ)

懸垂幕等の掲示



▲自治基本条例懸垂幕(右側)



▲本庁舎等モニターでの放映

自治基本条例のキャッチフレーズの懸垂幕 「みんなでつくる 住みよい越谷 自治のまち」 を市役所本庁舎の壁面に掲示しています。

市民課窓口設置の本庁舎等モニターでも 自治基本条例に関する情報について、放映を行って います。

高校での啓発



▲高校での講演の様子



■ QRコードを スキャンしてね!

高校での講演 (越谷市ホームページ)

平成28・29年度

市内の高校に出向き、自治基本条例に関する講演を実施しました。

「まちづくり それは あなたが主役です」

をテーマに、自治基本条例やまちづくり について解説を行うとともに、まちづく りへの参加の仕方などを紹介しました。

イベント(シンポジウム等)

施行3周年記念

(平成24年度)





シンポジウム

「楽しみながら学んでみよう! ~身近なくらしにつながる自治基本条例~」

▲シンポジウムの様子

▲シンポジウム報告書

自治基本条例のキャッチフレーズも決定しました!!

最優秀賞

「みんなでつくる 住みよい越谷 自治のまち」

- ~優秀賞~
- 〇小学生の部

「まちづくり それは あなたが主役です」

〇一般の部

「いいまちつくる みんなのチカラ」

QRコードを スキャンしてね!





越谷市自治基本条例シンポジウム (越谷市ホームページ)

施行5周年記念

(平成26年度)



▲越谷市自治基本条例 PRパネル

日常のなかにある、まちづくりや参加の様子に ついてキャッチコピーや写真を募集し、 30枚の **PRパネル** を作成しました。

パネルの内容は、自治基本条例の普及・啓発 冊子に掲載しています。



▲協働フェスタでの展示



■ QRコードを スキャンしてね!

越谷市自治基本条例PRパネル (越谷市ホームページ)



▲越谷市自治基本条例 普及•啓発冊子

作成したパネルは、本庁舎1階ロビーで展示したほか 協働フェスタなどでも展示を行いました。

越谷市自治基本条例に関するアンケート調査への ご協力のお願い

本市では、平成21年9月にまちづくりのルールである「越谷市自治基本条例」を施行し、住みよい自治のまちの実現のため、市民参加と協働によるまちづくりを推進しております。

「越谷市自治基本条例」は、第10条第4項において、子どもは社会の一員であり、次代のまちづくりの担い手として大切にしていくことを明らかにしております。また、子どもを対象とした自治基本条例の普及は、家庭や地域において、自治基本条例に対する理解を深めることも期待できることから、このたび、小学校6年生を対象に「越谷市自治基本条例パンフレット【子ども版】」を配布させていただきました。

今後の取組の参考とさせていただくため、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。

アンケート調査について

- ■お子様と一緒に、保護者の方がご回答ください。
- ■ご回答はすべて統計的に処理し、目的以外に利用することはございません。
- ■本調査の回答は、<u>インターネット上で令和2年3月31日(火)</u>までに行っていただきますようお願いいたします。
- ■<u>回答用サイトは、以下のQRコードを読み込み、アクセス</u>をして、回答していただくようお願いいたします。

《回答用サイト》 《QR コード》

https://s-kantan.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList detail.action?tempSeq=13451



【お問合わせ先】

※ご不明な点などございましたら、下記までお問合せください。

越谷市 市長公室 政策課 電話 048-963-9112(直通) E-mail seisaku@city.koshigaya.lg.jp



(裏面にクイズがあります)

クイズにチャレンジ!!

- Q 1. 越谷市のまちづくりのルールのなまえは次のうちどれでしょう。 正しいと思うものを<u>1つだけ</u>選んでください。
 - 1. 越谷市自治基本条例
 - 2. 越谷市まちづくりルール
 - 3. 越谷市みんなのルール
- Q2. まちづくりとは、次のうちどれでしょう。 正しいと思うものをすべて選んでください。
 - 1. 家のまわりの雪かきをする
 - 2. 子ども会で道のゴミ拾いをする
 - 3. 市民まつりへ参加する

プグセ、20、限条本基出自市谷銭、10(元書)



様式管理

プレビュー 越谷市自治基本条例に関するアンケート調査

越谷市自治基本条例に関するアンケート調査

- ※印があるものは必須です。

| ▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。 | |
|---|---|
| ■ 6年生の皆様、6年生の保護者様 | |
| 今年度、小学校6年生の皆さんを対象に「越谷市自治基本条例 子ども版パンフレット」を配布しました。 つきましては、お子様と一緒に以下のアンケートにご協力をお願いします。 | |
| 子ども版パンフレットを配る 前、「越谷市自治基本条例」 を知っていましたか。※ | □ 内容を知っていた□ 名前を聞いたことがあった□ 知らなかった |
| 「越谷市自治基本条例」のことをどのようにして知りましたか。(複数回答可) | 越谷市自治基本条例の「内容を知っていた」及び「名前を聞いたことがあった」と回答した方に伺います。 広報こしがや 越谷市公式ホームページ パンフレット イベント その他 |
| 配布した「子ども版パンフレット」は分かりやすかったですか。※ | □ とても分かりやすかった□ 分かりやすかった□ 分かりにくかった |
| 配布した「子ども版パンフレット」をもとに、ご家庭でまちづくりなどについてお話をしましたか、※ | お子様及び保護者の方に伺います。 □ した □ しなかった |